

寝屋川市第3回国民健康保険運営協議会

日 時 2020年1月17日（金）

時 間 14：00～

場 所 議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室

○事務局 ただいまから寝屋川市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。

委員の皆様には公私何かと御多忙の中、御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

初めに御報告させていただきます。本日、被保険者代表の郡委員、医師・薬剤師代表の寒川委員、被用者保険代表の森脇委員につきましては欠席の連絡をいただいておりますので御報告いたします。

現在、委員定数14人中11人の出席をいただいておりますので、寝屋川市国民健康保険運営協議会規則第6条第1項の規定に基づき会議は成立いたしております。

それでは会長、進行のほどよろしく願いいたします。

○森本会長 それでは初めに、国民健康保険運営協議会規則第7条第2項に基づく署名委員でございますが、私から指名させていただくことに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○森本会長 それでは、平山委員と辻岡委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いします。

では、本日の案件であります国民健康保険の激変緩和について、継続審議に入りたいと存じます。

それでは、審議に入らせていただきます。委員の皆様の御意見を頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

太田委員。

○太田委員 それでは何点か質問させていただきます。最初に「国民健康保険激変緩和措置について（案）」の1枚目の最後に「今後の激変緩和措置を検討し、さらなる被保険者の負担軽減に取り組む」とありますけれども、その前段で令和元年、平成29年度は保険料据え置きと書いてあります。この据え置いた保険料からさらに負担軽減されるのかなと思いましたが、この提案内容を見るとそういうことではないのかと。そのあたりの説明をいただけますでしょうか。

○法元課長 書き方といたしましては、昨年度、今年度と据え置いてきたことと、府の保険料率が上がってきているのがあったこともございまして、更なる被保険者の負担軽減という部分が、現在行っている負担軽減に加えて保険料率を据え置くということではなく、その他の取り組みが必要となってくるという考えのもと、記載させていただいております。

○太田委員 今より保険料が下がるのかと思いましたが、この文章を読んだときにどのような印象を受けるのかを含めて、もう少しわかりやすい文章にさせていただくとよかったですかなと思いましたが。

次にその保険料率等について、応益・応能割合につきまして0.05ポイントずつ近づけていき、この応能・応益の割合を変えていくと。そして、応能ではなく応益割合が少しずつ高くなっていくということは、いわゆる所得がない人ほど負担割合が少し高くなっていくのかなと。所得が高い人については、その所得割合が少しずつ下がっていくことで保険料軽減とっていくのかなと。寝屋川市の国民健康保険加入者の実態を見ていくとそんなに高い所得の人がいない中で、この応能・応益割合の変化によって寝屋

川市におられる国民健康保険加入者にとっては保険料が上がることになるのではないかとと思いますが、どれぐらいの割合で保険料が上がり、どれぐらいの割合で保険料が下がる世帯が出てくるのか、もし数字でわかれば御説明いただきたいです。

○法元課長 今、委員の御指摘に関しましては、世帯割としましては低所得者層といわれる人が6割を超えてるという現状でございます。純粋に応能・応益の割合だけを変化するという部分であれば、その6割の人のみが上がるといふ表現が正しいかもしれませんが、そういった中で保険料率を統一標準保険料に近づけていく作業がございますので、実質、統一標準保険料の割合になれば多人数世帯が下がるということはあるんですが、その保険料率に近づけることによりまして基本的には全ての世帯が負担増になるのではないかと予測はしております。

○太田委員 大阪府は統一標準保険料を目指す中で、寝屋川市としてはそれに統一していかざるを得ないという判断のもとで今回の結果については、一定の理解をしているところですが、やはり所得がない人ほど今回の改定によって、保険料の負担が増えていくが、「(仮称)健康対策助成金」というようなものも考えておられるということなので、そのあたりでしっかりと対策をとっていかないと、より重たい負担ということにならざるを得ないと危惧しておりますので、しっかりと検討していただきたいと思います。

均等割と平等割の負担についても、70対30を60対40にしていくということですが、これも基本的に多人数世帯にとっては少し負担が軽減になりますが、一人世帯の人にとっては負担が重たくなるということです。寝屋川市の国民健康保険の実態を見ると平均で2人世帯までいかないぐらいかと考えますと、この割合変化によっても寝屋川市の国民健康保険加入者にとっ

ては保険料負担が増える人のほうが多くなると思いますが、どのあたりに分岐点があって、増える人、減る人についてはどんな数字になってくるか、お示しいただきたいと思います。

○法元課長 正確な人数というのは、判別しにくい部分がございますが委員がおっしゃいましたとおり70対30から60対40になることによって、多人数世帯にとっては減額になるけれども、単身世帯にとっては負担が増える。それが2人だったらどうなるか、正直なところ所得の関係も出てくるのでその人数割だけで考えることは、困難であります。

○太田委員 均等割・平等割だけでいきますと、同じ所得の人であっても平等割が多くなる、均等割が多くなるというところで負担割合が変わってきます。その均等割が減れば多人数世帯にとってはありがたいことかなと。所得200万円で4人家族の世帯にとっては保険料が下がるのかなと。同じ所得で多くの方が暮らしているときに、そうであるという方向性は基本、いかもしれない。ただ、寝屋川市の国民健康保険の実態を見たときには圧倒的に1人世帯、2人世帯が多い。もう2人世帯までいかない平均になっている中で、こういうことをしていくと全体として保険料がやっぱり重くなります。一人一人の負担が重くなる世帯が圧倒的に増えてくるということについては、今後の保険料の推移についてもしっかりと見ていく必要があると思います。府の方向性は決まっていて、市としては段階的に合わせていかざるを得ない中での提案なので、それをもうやめてしまうのはなかなか難しいことだと思います。けれども、市民負担、国民健康保険加入者の負担軽減については、しっかりと検討していただきたいと思います。

減免基準については、とりあえず現在のままで、統一標準保険料後についてはそれのみにせざるを得ないのかなという書き方をされていますが、本当に統一したときに国民健康保険加入者の保険料負担がどれだけのもの

になっていて、本当に市民にとって減免が要るのか、要らないのかについては、国民健康保険運営協議会の場合には一定、議論が必要じゃないかなと思います。

あと、賦課限度額の引き上げです。賦課限度額の引き上げについては国民健康保険運営協議会でずっと議論されてきたところですが、その賦課限度額の引き上げについては、基本的には高所得者に重たい負担をしていただく中で、中低所得者の負担軽減につなげるんだと説明もされ、一定理解もし、諮問も変えてきたのかなと思います。今回、令和2年度については保険料率を変えない中で、賦課限度額だけが上がっていますが、その上げた分ぐらいは中低所得者の賦課限度額を下げることはやっぱりできないのかについて、確認したいなと思っているところです。

○法元課長 今までの経緯としましては、今、委員がおっしゃられたとおりでございますが、現在、市としてできることは、保険料率を下げることは基本的にはできませんという中で、制度的に大阪府が示します寝屋川市の納付金という設定がございます。一定額を納める中で、今までの考え方とは違いますが、来年度も据え置き、一定の賦課限度額を引き上げることによって、据え置くための財源にも充てることはできるのかなという考えがございます。もちろん、この諮問の内容につきましては、基本的には料率は据え置くが、賦課限度額だけのみを来年度は上げますという諮問をさせていただいていることですが、そこにつきましては、その据え置くことによって賦課限度額を引き上げた財源も含めて国民健康保険運営の安定化に努めていきたいという思いから今回上げさせてもらったことが一つあるのと、やはりこの賦課限度額、国の動きとしましては従来から3万円ずつ上がっているのが現状でございます。過去も含めて、もし今年も据え置いたとなったときに激変緩和措置を行ったとしましては今の段階ではこの諮

問の内容では各年度1万円ということにさせていただいておりますが、それにプラス、各年度の分が上がっていくことになっていくのを考えますと、1年据え置くことにおきまして、その激変緩和措置をしていただく金額も上がっていくことが推測されることから、その2つの要点からも令和2年度からの実施が必要かなということで諮問させていただきました。

○太田委員 この間、賦課限度額については医療給付費分と後期高齢者支援金分と介護納付金分と3つに分かれて諮問されてきていますよね。今回は、合算で書いてあります、これはもう基本的に医療給付費分の賦課限度額という捉え方でいいのか、合算で書いているので賦課限度額についてはどの部分についてという考えで示されているのか、お聞かせください。

○法元課長 もちろん、今、委員のおっしゃいました3要素の部分の合算金額で書いております。実質、内訳自体はこの諮問書には書いておりませんが、上がっている分は医療給付費分になってございますので、もちろん、国が示す内容に応じた3つ分に対して該当金額を上げていくという思いでございます。

○太田委員 過去に医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分の賦課限度額について、ずっと全体としての諮問がなされていく中で、今、介護納付金分と後期高齢者支援金分については国が示す賦課限度額イコール寝屋川市の賦課限度額としますという条例改正もされています。ところが医療給付費分については、その金額が大変大きいということで、やはりその一つ一つ、市民の生活を見る中で賦課限度額については国民健康保険運営協議会に諮問をし、その都度、市として条例改正をしていただくという諮問を過去にしています。今回のこの諮問内容でいくと、もう国の賦課限度額イコール寝屋川市の賦課限度額にしたいですという条例改正を含んだ諮問という理解なのか、もしくは、とりあえず令和6年度まではこ

ういう形で考えています、これについて賛同をお願いしますという市としての考え方なのか。過去の国民健康保険運営協議会への諮問では、医療給付費分については毎回諮問をし、条例改正をするのが適当だろうということだったんですけれども、そのことについても今回、問うているということでしょうか。

○法元課長 今までの賦課限度額は委員のおっしゃったとおりで、医療給付費分については額も大きいということで、ほかの分は国に準ずるような形にはなっております。今回、この諮問の内容としましては、5ページの上段に示されており、府は1年遅れで国基準を設定することになっていきます。それに準じて市町村も設定しなさいというところまで決められております。従いまして、寝屋川市の条例でいいますと医療給付費分以外の部分の国基準に準ずるだけでいくと、それも少し違ってくるようになってきますので、府が示す基準に合うように、年度ごとに、1万円ずつ引き上げていく形で考えてますので、方向性としては府が示した基準に準じていきますよ、しかしながら寝屋川市独自で令和5年度までの実施内容も含めて賦課限度額については考えております。従いまして、今までは寝屋川市として負担が大きい部分があることから、国民健康保険運営協議会において重要事項という位置付けのもと、この医療給付費分に関してはその都度、条例改正も伴うこともあり、諮問させていただいた経緯ではございますが、その決定権自体が必然的に令和6年度からは府の決定、国の決定に基づいて実施していくという趣旨から、記載内容の方向性で考えております。その明文化も含めて今回、賦課限度額が上がったことに対しての、本運営協議会への条例改正の諮問はしていかないという形で考えております。

○太田委員 基礎自治体として寝屋川市の国民健康保険に係わる権限が今の統一国民健康保険料、統一国民健康保険の運営方針という中でなくなっ

てしまうということですね。国民健康保険運営協議会で、寝屋川市の国民健康保険の運営をこのようにしてほしいという要望は出せても、府全体の意見として通らなければ変えることができない状況になってしまうという認識でいいのですか。

○法元課長 2ページの進捗管理のところ、令和6年度までの取り組み内容を諮問させていただいております。ただ府としても広域化・統一標準保険料率に向かっていくという実績としては、まだ2年足らずの状態です。今後、国、府の動向がどう変わるかを注視し、2年後、3年後も今の状態であれば諮問内容で実施していくべきであるというのが事務局としての考え方ですが、その動きがもし違う動きになったときには、今の諮問内容を見直すという部分が発生するのであれば、そのときは内容を変更し、改めて諮問させていただいて、御協議いただかねばならないかなという認識がございますが、今の大阪府が計画してます運営方針においては、この今、諮問させていただいている内容でいかに得ないという判断のもとで諮問させていただいております。

○太田委員 権限があるのかないのかとなってくると、国民健康保険運営協議会の場でね、それは困るなどはなかなか言いづらいところが出てくるのかなと、一定理解します。具体的に令和6年度までの大阪府が出す見込みの国民健康保険料と令和2年度の本算定の保険料が出た時点で、できるだけ早く国民健康保険運営協議会委員の皆さんには情報提供させていただいて、財政的にどのような寝屋川市の国民健康保険財政がなっていくかを資料として出していただき、具体的にこの激変緩和措置をする中で、実際にどれぐらいの国民健康保険料になっていくのか。所得別、世帯数別で一覧にして資料として示していただきたいかなと思いますけれども、可能でしょうか。

○法元課長 令和2年度の保険料率については、実は例年であれば1月の当初に来年度の保険料率という部分が示されるはずだったのですが、実は本日、同時刻に大阪府の主管課長が集まりまして、今、まさしく同時刻に来年度の各市町村の保険料に関して報告を受けている状態でございます。令和2年度の結果につきましては、府が示しましたという部分はまた委員の皆様にご通知させていただきたいと思っております。あと今後の見通しにつきましては令和6年度の保険料率、統一標準保険料率という部分を府は今年度中に示すという部分がございますので、そこが示された時点で一定のゴール地点といいますか、令和6年度に向けての着地点が府から示される部分がございますので、そうなってきたときにどれぐらい令和3年度に引き上げる必要があるかという部分も初めて積算できるのかなという部分は正直なところでございますので、実際にそのゴール地点が見えたときに御提示させていただきたいと考えております。

○太田委員 あと応能・応益割、均等割・平等割の変化についても条例提案ということで、諮問を受ければ議会に提案されていくという考えでいいですか。

○法元課長 答申を受けての議会上程という形で考えております。

○太田委員 あと最後の前年度黒字額の被保険者への還元で、(仮称)健康対策助成金が示されています。これは令和3年度から実施するということは令和2年度の保険料完納者に対して令和3年度に還付することを始めるという考え方なのか、令和3年度の保険料を完納した人に対して還付を始めるということなのか、ちょっと時期的には、具体的にはどっちになるでしょう。

○法元課長 イメージ的ですが、この還元施策は保険料を引き上げていくことに対して、国民健康保険加入者に対しての負担軽減策という部分が一

つございます。従いまして実施時期としましては、令和3年度の実施を考えております。令和3年度から引き上がることに對して、その上がった人に対するの還元を考えておりますので、令和3年度に実施するに当たって、令和2年度の保険料を完納している人という形で現在考えています。

○太田委員 令和2年度は保険料率据え置きということは、去年と今年でいうと基本的には上がらない。ただ、賦課限度額を上げるというところでは上がる人がいるというところでの還付を考えているということですか。

○法元課長 賦課限度額が上がる人のことを考えてないわけではないですが、一般的に料率を上げていく令和3年度から還元施策は実施したいという部分はございます。ですので、令和3年度から上げることに對して令和2年度を完納した人に対する令和3年度に還元する。しかもその還元額についても前年度の黒字の範囲内という考えでありますので、その黒字の範囲や額がはっきりするまでは、なかなか還元の方策という部分も見えてこないなか、それらも含めた上で実施時期は令和3年度と考えております。

○森本会長 初めの太田委員の説明、どちらかと言われると、前者になるということですか。

○法元課長 前者ですね。

○太田委員 今の国民健康保険の財政運営上、後から入ってくるお金として、特別交付金みたいなお金は基本的には黒字要因になってくるので、毎年一定額の黒字は出てくるのかなと、一定の収納率が伴わねばならないですけれども。その中の範囲内でさらなる軽減策ということでしっかりと低所得者に対してとか、たくさんのお子さんがおられる世帯とか、どういうところを重点にしていくのかについては今後、その額によるので何とも言えないでしょうが、できるだけしっかりと市民に還元できるようにしていただきたいのと、どういう内容の助成金なのか、そういうことも含めて示

していただきたいと思いますので、しっかりと黒字額を被保険者に還元することになれば、保険料が安くなるということではないけれども、市民に対して良い方向を出すことができるのかなと思っていますので、しっかり取り組んでいただきたいと、求めておきたいと思います。

○辻岡委員 先ほど所得の低い人が6割強になっているとおっしゃっていましたが、所得の低い人は、例えば所得が幾らで、1人世帯で幾らの人が所得の低いとなるんですか。所得の低い人、6割を超えるというけれども、その所得の低い人の額は。

○法元課長 所得の分でいいますと、100万円以下の世帯が7割を超えております。

○辻岡委員 7割を超えている。

○法元課長 所得が低いといわれる世帯の割合が7割を超えている状態でございます。

○森本会長 その所得が低いという定義は何ですか。

○法元課長 実際には、所得割は実際の所得に応じて掛け合わせていく部分がございます。何を持って低いか、その金額によって法定の軽減を受けられる金額の線引きもございますので、法定軽減を受けていたらもう所得が低いのかというわけでもないので、金額でいいますとその金額になります。

○太田委員 賦課限度額の引き上げ対象となる世帯数と効果額をお示しいただけますか。

○法元課長 実際、今年度のベースしかございませんので、該当する世帯としましては約600世帯になってございます。単純にその金額だけを、この計算がまた、単純に掛けるわけではないので、その効果額は出しにくいのが現状でございます。影響世帯としては100までいかないと考えており、5、

60世帯ぐらいは影響増になると考えており、差としては80世帯ぐらいが今年度の部分で見ると影響を受けると考えておりますが、実際の金額の算出は困難です。

○梶田委員 先ほど私が言った(仮称)健康対策助成金ですけど、この施策で言えばアメとムチの、アメの部分に入ると思うのですが、もしわかれば試算として大体、令和2年度に完納した世帯は、幾らぐらいの試算になっているのでしょうか。例えば、健康器具を買うにしても1万円のものを買えるのか、5,000円のものしか買えないのかとか、そういうようなことがもしわかれば教えてください。

○法元課長 こちらの還元施策につきましては、国民健康保険料自体が世帯に対して賦課させていただいている経緯がございます。基本、市の施策として打っていくときは個人単位であったりという部分もある中で、どういう選択肢が一番いいのか。もちろん所得に応じて御負担いただいている保険料も違う中で、この引き上げに伴う負担も世帯によって違うという中なので、一定額がいいものなのか、それを各世帯の状況に応じて還元施策として打つべき方法がいいものなのかも含めて、一番大事になってくるのが幾ら還元させていただくという部分ではありますが今後の国民健康保険運営に支障を来すようではだめですので、実際に前年度の黒字額がどの程度出てくるのか、その範囲によってもその打てる施策という選択肢も限定されてくるところも、正直なところございますので、その部分は実際に今年度の黒字額で詰めていく中で、具体的な提示は府の今後の見通しもあった中で一定、お示しできたらなと思っております。しかしながら、黒字額は一定額はあるであろうという想定があるものですから、その部分に関してはできる範囲の中で被保険者に還元できればなという思いでこういう施策を打ち出させてもらったという経緯でございます。

○平山委員 その世帯によりまして、もちろん寝屋川市の場合、大半が上がるというお話ですけれども、下がる世帯もあるのですよね。それはないのでしょいか。

○法元課長 基本的にはない状態です。

○平山委員 全世帯が上がりますか。全世帯が上がる、これは府が決めたことで仕方がないということ、それを市民の方々にどのように広報活動をきっちり理解していただけるかは大事だと思います。と言いますのも、もちろん所得の低い人にとっては保険料が上がるのはすごく負担になり、その心情も踏まえつつ、市として、この軽減をやっていくということで、それもやはり市民の方々に伝えないと、市は何をしているんだという話が出てくると思いますので、丁寧に広報活動されて市民の方々の理解を得るかが大事だと思いますので、その辺はどう考えておられますか。

○法元課長 今回、諮問させていただく前にも、事務局としても十分その部分は考えさせていただいた中で、単純に、引き上げていくという周知もしなければならぬという中で、府の統一に向けて引き上げていくというところは、それはなかなか理解しがたい部分があるというのも認識しております。事務局としては府が上げていく以上、合わせざるを得ない中で、何かしら市民に還元することができないか。もう1つ重要なのが、上がっていきますよと伝えていかねばならないというところで、今年度においては広報においては、上がるかもしれませんという部分は十分周知させていただいております。上がっていくにしても、どうするのかというのが、今、市民がどうなっていくんだろうとすごく注目している状態だと思うので、今回、諮問の経緯に至ったわけですけれども、上げるけれども市としてはここまでやってくれる。来年度も据え置いてくれると思ってもらえるように、お伝えしていきたいなという思いはございます。市としてできる限り

の方法を考えさせていただいて、令和2年度も据え置いて令和3年度からの御負担をきっちりと周知していきます。令和2年度までは据え置きますが令和3年度から上がりますよとお伝えできることが今年度当初とは違います。今後、府がゴールを決めておりますので、今度は抑えていくと翌年度の上がり幅がどうしても大きくなるということもありますので、その均衡を保ちながら保険料率の設定をしていきたいと思っています。今回、この諮問内容を答申としていただければ令和3年度から上げていきますとお伝えできます。いつから上がるか、来年度から上がるのではないかと思われている人が大半だと思われるので、そういった中で来年度は据え置くというところも我々の努力として少しの人にでも感じ取っていただければ事務局としては幸いです。

○森本会長 前月から引き続いて、この継続審議をやっていますが、ほかにございませんでしょうか。 太田委員。

○太田委員 今、毎月の寝屋川市の広報で国民健康保険制度が変わり、大阪府の統一標準保険料になっていきますよと、広報はしていただいていますけれども本当に国民健康保険に対して市民への周知は、あれだけでいいのかなと。令和3年度から保険料率を上げていかざるを得ない状況になっている中で、保険料が上がって黒字になった分については(仮称)健康対策助成金ということでできるだけ還付をしていきたいと考えているんだということについてはしっかりと周知していただいて、この健康対策助成金の幅が大きくなって、実感として負担があまり上がってないのかなと思えるぐらいまでの努力はぜひともお願いしたいなと思っています。今後の見通しが仮定ということになるのでどれだけの幅で、その金額が出せるのか、世帯ごとになるのか、個人になるのか、所得によって変わるのかなど、全然見えないところではありますので、今後、見通しが出てくる中で、ぜ

ひ国民健康保険運営協議会の場で議論させていただきたいと要望しますので、よろしくお願ひします。

○森本会長 ほかには、もうございませんでしょうか。

それでは委員の皆様の御意見もないようでございますが、ここで激変緩和措置について、一定の結論を出していきたいと考えております。

規則に基づき、採決をしたいと思ひますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○森本会長 それでは、採決させていただきます。諮問どおり激変緩和措置を実施することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(「挙手」が多数あり)

○森本会長 ありがとうございます。全員賛成により諮問どおり激変緩和措置を実施することに決定いたします。なお、答申内容につきましては私に一任していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○森本会長 ありがとうございます。答申書につきましては早急に作成し、市長に答申してまいりたいと思ひます。委員の皆様には答申書の写しを送付させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

事務局、ほかに何かありますでしょうか。

○法元課長 激変緩和措置の内容につきまして御理解賜り、ありがとうございます。

今年度の国民健康保険運営協議会につきましては今回で終了させていただきたいと考えておりますが、今回、採決させていただきました諮問事項につきましては国民健康保険条例の一部改正に関するものもござひますので、答申内容に基づきまして令和2年3月の市議会定例会に条例改正を上程させていただきます。また、先ほども少し触れましたが府が令和2年度

の保険料率の設定を同時刻でさせていただいておりますので、令和2年度保険料率を本市は据え置きますが、その府の確定数値も答申書とあわせて改めて通知させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○森本会長 それでは、ほかにございませんでしょうか。

なければ、これにて審議を終了したいと思います。長時間に渡りありがとうございました。閉会に当たり溝口部長から挨拶を受けることにいたします。

○溝口部長 溝口でございます。委員の皆様におかれましては、本当にお忙しい中、国民健康保険運営協議会に御出席をいただきますとともに、諮問させていただきました激変緩和措置について御賛同いただきまして、まことにありがとうございました。

本日の国民健康保険運営協議会で御賛同、御賛成いただきました激変緩和措置につきましては、今後事務局で具体的な事務内容について精査し、答申に沿って執行してまいりたいと考えております。

今後も引き続き国、府の動向を注視するとともに、市民の皆さんに御理解いただけるようわかりやすく丁寧な情報提供を行ってまいりたいと考えております。委員の皆様におかれましては、引き続き御指導、賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますけど閉会の挨拶にかえさせていただきたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

○森本会長 ありがとうございました。これをもちまして第3回寝屋川市国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。